

# オンラインセミナー 『ベトナム市場における 日本産農水産物・食品の現在地』 ～輸出拡大の障壁と攻略とは～

---

農林水産省委託事業  
令和6年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業  
(輸出促進支援員による体制強化)

# 講演 1

## 輸入食品の法令変更に合わせて いまできること（加工食品・健康食品）

---

講師・MAIインターナショナル（輸出促進支援員）

## ■ 法令変更について

対ベトナムの日本食品（食品全般）の状況  
輸入増加を下支えした「自己公表」、旧制度の限界  
制度転換の全体像  
新制度施行直後の混乱と一時停止  
新制度のまとめ  
旧制度の整理  
これからの新しい分類  
新制度の影響  
健康食品の懸念点  
まとめ

## ■ その他の法令

# 対ベトナムの日本食品（食品全般）の状況

ベトナム向けの日本産農水産物・食品輸出は拡大傾向にあり、2016年の323億円から2025年には952億円へと、10年弱で3倍近くに増加。こうした伸びの背景には、ベトナム経済の安定的な成長に加え、中間層・富裕層の拡大、都市部を中心としたモダントレードや外食産業の発展、日本食レストランや日系小売店の増加など、日本産食品に接する機会そのものが広がっていることがある。さらに、制度面でも、2018年に導入された「自己公表」の仕組みにより、一定の一般食品については輸入・販売開始までの手続きが簡素化され、市場参入を後押しした。

順位	2025年1-12月（累計）						
	輸出先	輸出額 （億円）	金額 構成比 （%）	前年比 （%）	輸出額内訳（億円）		
					農産物	林産物	水産物
1	米国	2,762	17.3	+13.7	1,847	88	828
2	香港	2,228	13.9	+0.8	1,354	20	854
3	台湾	1,812	11.3	+6.4	1,364	45	403
4	中国	1,799	11.3	+7.0	1,387	345	67
5	韓国	1,094	6.8	+20.0	689	40	365
6	ベトナム	954	6.0	+10.7	453	7	493
7	タイ	735	4.6	+17.1	379	11	346

**2025年の農林水産物・食品の輸出実績  
（農林水産省）**

農林水産省によれば、2025年のベトナムへの日本産農林水産物や食品の輸出額は前年比11%増の954億円で過去最高を更新した。  
（NNA【日本産食品の対越輸出、過去最高に】2026年2月11日）

# 輸入増加を下支えした「自己公表」、旧制度の限界

2018年施行の政令15号により、それまでの事前許可制中心の運用から企業が自ら届け出る仕組み「自己公表宣言（Self-declaration）」制度へと移行したことで、一般的な加工食品について輸入・販売開始までの手続きが簡素化された。

## 旧制度の主要ポイント

### ■「自己公表」制度：

一部の特定リスク食品（乳幼児食品、健康食品など）を除く多くの加工食品に対し、輸入者が製品の安全性基準への適合を自ら宣言することで、迅速な市場投入が可能であった。

### ■「自己公表」対象外の製品は国家検査：

「自己公表」対象外の特定リスク食品は、保健省、農業農村開発省、商工省のいずれかが管轄する国家検査が義務付けられていた。

### ■「製品公表登録」と広告規制（健康保護食品（Health Supplement））のみの規制

特定の健康食品は、保健省の管轄下で製品登録および広告内容の事前承認が求められ、製造施設にはGMP要件が適用されていた。

簡素化により市場参入は容易になった一方、制度運用の際を突く問題も顕在化した。

### ■ Keraキャンディー事件

「野菜キャンディー」が野菜成分や食物繊維を手軽に摂取できる健康食品であるかのように宣伝され注目を集めたが、広告内容の誇大表示や品質表示の信頼性に疑問が生じ、社会問題化した。調査過程では、試験証明書発行や製品公表登録手続きに関わる検査会社や関係者への贈収賄疑惑も浮上、食品検査・登録制度の信頼性を揺るがす事件となった



# 制度転換の全体像

ベトナムでは食品安全管理の透明性と実効性を高めるため、従来の政令第15/2018/NĐ-CP号に代わり、決議第66.13/2026/NQ-CP号および政令第46/2026/NĐ-CP号が導入される。新制度では「事業者責任の強化」「事後監督の強化」を軸に制度が再設計されている。

制度転換の方向性	決議66の方針	主な制度変更（政令46）	企業への影響
① 全体としての規制強化	食品安全管理の透明性・責任強化	適合公表（Declaration of Conformity）制度導入	試験成績書提出や登録手続きが必要
② 行政手続きの効率化	手続き簡素化とリスクベース管理	リスクベースの輸入検査制度	違反履歴・リスクに応じ検査頻度 が変化
③ 地方への権限移管	地方行政の役割拡大	UBND（省レベルの人民委員会） による管理強化	地域ごとの運用差が発生する可 可能性
④ 事後監督の強化	市場監視・追跡管理の強化	トレーサビリティ義務強化	サプライチェーン情報管理が必要
⑤ 製造管理の厳格化	食品安全基準の厳格化	GMP適用範囲拡大（健康食品）	GMP確認・施設対応が必要

以上のように、新制度では「事業者責任の強化」と「事後監督の強化」を軸に制度が再設計されている。



# 新制度施行直後の混乱と一時停止

2026年1月、政府は食品安全制度を改正（政令第46号・決議第66号）したが、施行直後、通関・検査実務で混乱が発生した。

## ■ 制度施行後の経緯

**1月26日**

政令46/2026/NĐ-CP 公布

**1月27日**

決議66.13/2026/NQ-CP 公布

⇒ 新制度が即時施行

**施行直後**

- ✓ 港湾・税関で通関実務が混乱
- ✓ 輸入食品コンテナの滞留が発生

**政府対応**

新制度の適用を **2026年4月15日まで一時停止**

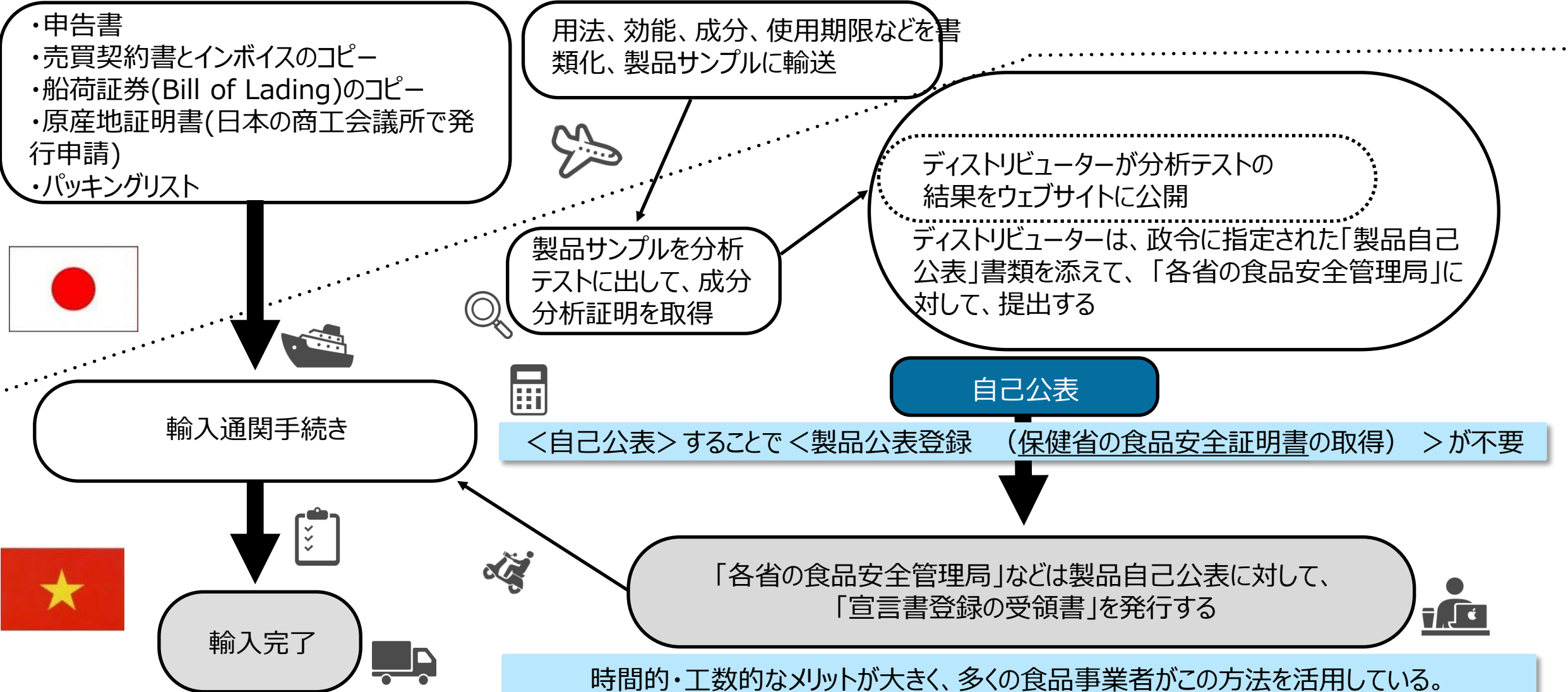
**4月16日以降 ⇒ 新制度を再適用**



政令46施行による混乱を報じる地場メディア。税関で多くの輸入食品貨物が足止めになっていることが国内で話題を呼んだ

# 旧制度の整理①（加工食品の自己公表）

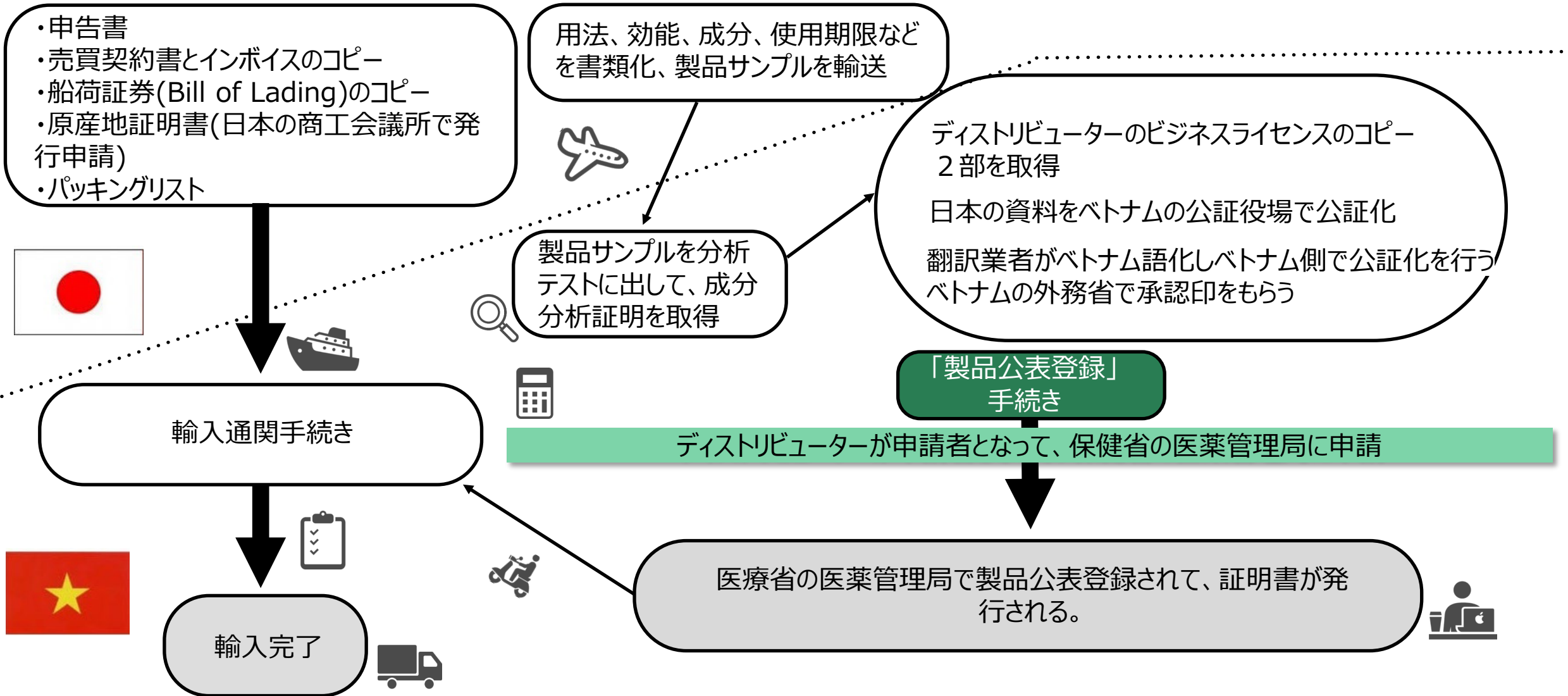
2018年より【一般的な多くの加工食品】（幼児向けや健康食品や生鮮は除く）で下記のような簡略化された方法で輸入できた。



(参照：JETROおよびMAIインターナショナル調べ)

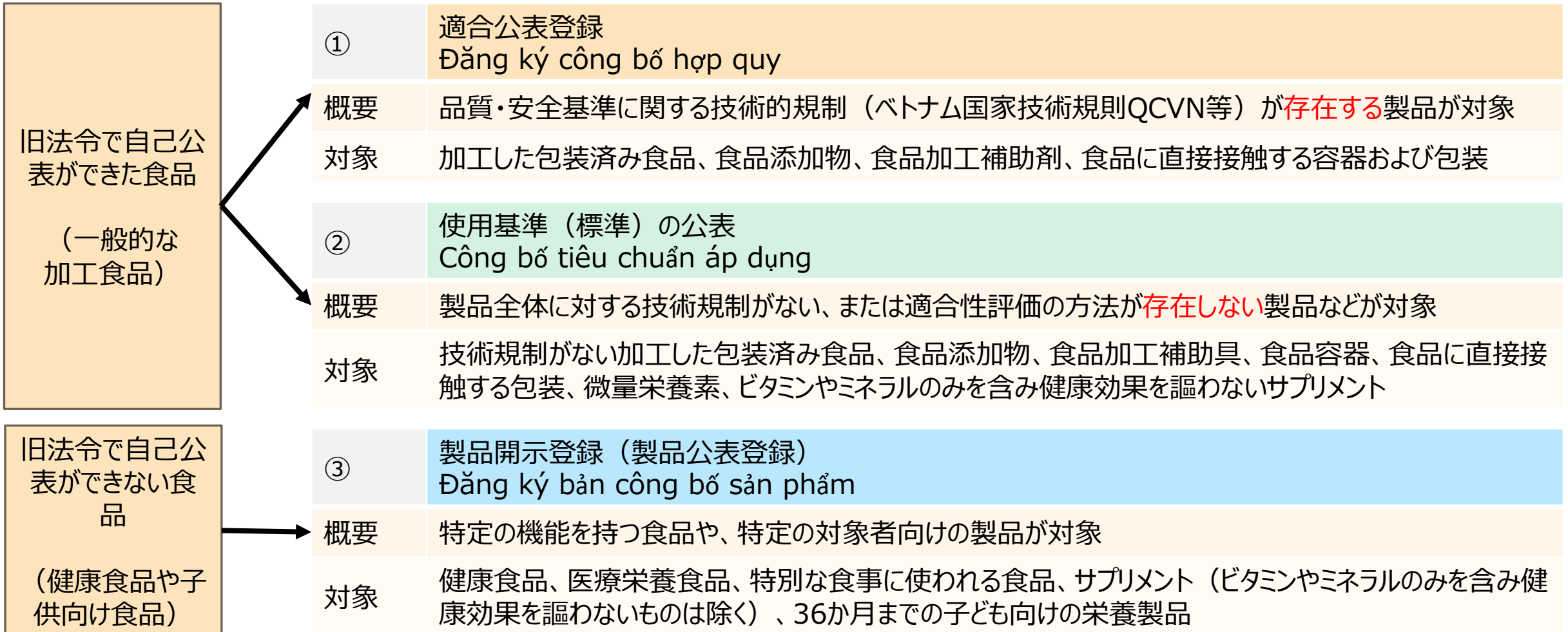
# 旧制度の整理②（例：健康食品）

これまでは他国と比較して比較的容易に輸入できた。



# これからの新しい分類

今後は一般的な加工食品（旧法令で自己公表ができた食品）は下記の2つに分類される。健康食品・36か月までの子ども向けの栄養製品など（旧法令で自己公表ができない食品）を含めて、**合計3分類**となる。



# これからの新しい分類①適合公表登録

品質および安全基準に関する技術的規制（QCVN等）が存在する製品が対象となる「適合公表登録」。加工食品の多くがここに分類される。

比較項目	旧制度：自己公表（政令15/2018/ND-CP号）	新制度：適合公表登録（政令46/2026/ND-CP号）
対象製品	加工した包装済み食品、食品添加物など	品質および安全基準に関する技術的規制（QCVN等）が存在する製品
制度の有無	未規定の登録（該当製品も自己公表で対応）	新設（品質・安全基準の技術的規制がある製品が対象）
主な提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己製品開示書類</li> <li>食品安全検査結果シート（12ヶ月以内のもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適合公表書（付録Iフォーム01）</li> <li>適合認証結果（国家DB連携時は提出不要）</li> <li><b>ブランド所有者もしくは生産者の委任状</b>（該当する場合のみ）</li> </ul>
検査・認証	ISO17025認定などの試験機関で取得した検査結果を企業が自ら提出	事前に、ベトナムに認められた認証機関による「適合認証結果」の取得が必要

補足説明：この「適合公表登録」の手続きは、政令46/2026/ND-CP号に規定されている。これまで企業が自らの責任で検査結果を用意する「自己公表」で済んでいた製品のうち、技術規制が存在するものについては、新制度から第三者認証機関による事前の適合認証が必須となった。また、新たに最大3年の有効期限が設けられ、より厳格な管理体制に変更された点が最大の特徴である。ブランド所有者もしくは生産者の協力が必要である。

# これからの新しい分類②使用基準（標準）の公表

製品全体に対する技術規制がない、または適合性評価の方法が存在しない製品が対象。「適合公表登録」よりも詳細な情報が求められる。

比較項目	旧制度：自己公表（政令15/2018/ND-CP号）	新制度：使用基準の公表（決議66.13/2026/NQ-CP号）
対象製品	加工した包装済み食品、食品添加物など	<b>技術規制が存在しない</b> 加工した包装済み食品、食品添加物など
主な必要書類	未規定の登録（該当製品も自己公表で対応）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用基準の発表書（決議に添付されたフォームNo.01）</li> <li>・製品検証結果シート（決議に添付されたフォームNo.06）</li> <li>・<b>ブランド所有者もしくは生産者の委任状</b>（該当する場合のみ）</li> </ul>
検査項目	安全指標のみ	<b>安全指標および品質指標の両方</b>
翻訳要件	すべてベトナム語へ公証翻訳	ベトナム語翻訳が困難な場合、 <b>英語への翻訳（製造・輸出国での署名認証）でも可</b>
ECでの公開	未規定	ECプラットフォーム上での <b>公表関連書類の公開が義務化</b>
事後管理	未規定	書類受領機関による <b>事後検査計画の策定と実施</b> が明記
有効期限	未規定	記載なし

補足説明：この「使用基準の公表」は決議66.13/2026/NQ-CP号で定められている。英語翻訳の許容など実務的な負担が一部緩和された一方で、検査項目への品質指標の追加、ECサイトでの情報公開義務、そして国の機関による事後検査の計画・実施が明確に規定され、市場流通後の管理がより厳格化されたのが特徴。「その製品全体をカバーするベトナムの技術規制（QCVN等）があるかどうか」が重要になる。「適合登録公表」と同様にブランド所有者もしくは生産者の協力が必要である。

# これからの新しい分類③ 製品開示登録

特定の機能を持つ食品や、特定の対象者向けの製品が対象となる「製品開示登録」（製品公表登録）も細かな変更が含まれる。

比較項目	旧制度（政令15/2018/ND-CP号）	新制度（決議66.13/2026/NQ-CP号）
審査期間	7日	<b>90日</b> に大幅延長
書類の修正・補足	期間：90日 回数：1回のみ	期間： <b>60日</b> （最初の20日以内の申請で <b>120日に延長可</b> ） 回数： <b>2回まで</b> 可能
検査結果シートの指標	安全指標のみ	<b>安全指標および品質指標</b> の両方が必要
検査結果の発行機関	ISO 17025認定機関のみ	ISO 17025認定機関、または <b>GMP要件を満たす施設の試験所</b> も可
効果の証明書類	『製品・公表された成分の用途・効果を証明する科学的証拠（国内外の信頼されている学術誌に掲載された研究論文や科学データなど）』 <b>（あれば）</b>	『製品・公表された成分の用途・効果を証明する科学的証拠（国内外の信頼されている学術誌に掲載された研究論文や科学データなど）』 または 『製品の使用に関する <b>有効性試験報告書</b> （有効性試験データ）』
ECサイトでの公開義務	未規定	電子商取引（EC）プラットフォームで販売する際、 <b>登録受領書（シート）の公開が義務化</b>
登録の取消・一時停止	未規定	違反発覚時から5営業日以内の <b>受領書取消・情報削除</b> や、書類受付の <b>一時停止</b> 規定が新設

補足説明： これらの変更は決議66.13/2026/NQ-CP号で規定されている。特に実務面で影響が大きいのは、国の審査期間が「7日」から「90日」へと大幅に延びた点。一方で、書類の修正回数が2回までに緩和されたり、提出する検査結果シートの発行元としてGMP適合施設の自社試験所なども認められるようになったりするなど、柔軟性が増した部分もある。また、ECサイトでの受領書公開義務や、違反時のペナルティ（登録取消や受付停止）が明確化され、流通後の監視も強化されている。

# これからの新しい分類③ 製品開示登録の必要書類

旧法令（政令15号）の「製品開示登録」の必要書類と比較して、下記のような変更点がある。新制度では、検査項目に「品質」が追加されて厳格化された一方で、検査機関（GMP自社試験所）や効果証明（試験報告書）の選択肢が広がり、柔軟に対応できるようになった。

	旧制度（政令15号）	新制度（決議66.13号）
検査項目	安全指標のみ	安全指標 + 品質指標
検査機関	ISO 17025認定機関、 もしくは国（ベトナム）が指定した機関	ISO 17025 または GMP適合施設の試験所
効果の証明	科学的証拠のみ	科学的証拠 または 有効性試験報告書
必要書類	詳細	
1. 製品開示登録書	決議に添付されたフォームNo.02に基づく書類。	
2. 輸出・流通に関する証明書（いずれか1つ）	自由販売証明書（CFS）、輸出証明書（CE）、または医療証明書（HC）など。生産国または輸出国の管轄当局が発行したものに限り。	
3. 製品検証（検査）結果シート	フォームNo.06に基づく書類。提出日から <b>12ヶ月以内</b> のもので、ISO/IEC 17025認定試験機関またはGMP要件を満たす施設の検証所で発行され、 <b>安全指標および品質指標</b> の両方を含むこと。	
4. 用途・効果を証明する書類	製品やその成分の使用効果を証明する <b>科学的証拠</b> 、または食品安全法に基づく <b>有効性試験報告書</b> 。	
5. 委任状（該当する場合のみ）	第三者に登録を委任する場合に提出。製造者または食品所有者名義のもの。	

補足説明： 輸入食品の場合、製品そのものの安全性データ（12ヶ月以内の厳格な基準に基づく検査結果や科学的証拠）に加えて、生産国・輸出国側の政府機関が発行した自由販売証明書（CFS）または医療証明書（HC）などの公的な輸出・流通証明書が必須となる。

# 健康食品の懸念点（『有効性試験報告書』とは）

新設の「使用に関する有効性試験報告書」の解釈については、以下の通り考察される。

## ■用語の定義と範囲：

法令原文の“Báo cáo thử nghiệm hiệu quả về công dụng”（効果効能試験報告書）という表現である。医薬品等に求められる“Thử nghiệm lâm sàng”（臨床試験データ：ヒトを対象とした有効性・安全性の治験検証）までは要求されない可能性が高い。

## ■想定されるレポート水準：

国家機関の承認を前提とした「治験」レベルではなく、ユーザーアンケート（例：70%が美白を実感、8割が胃腸の改善を回答）レベルの、健康食品メーカーが現実的に取得可能なエビデンスを指すと推測される。

## ■留意点：

ただし、現時点では当局の具体的な運用基準は不透明である。



# 新制度の影響①（健康食品の分類）

新法令では、これまで曖昧だった「機能性食品」の大枠と「サプリメント」の定義が新設され、製品カテゴリーの区別が厳密化された。

分類 / 用語	旧法令（政令15/2018/ND-CP号）	新法令（決議66.13号 & 政令46号）	予想される製品イメージ
機能性食品（全体）	新設	以下の4グループを包括する用語として新設	—
1. 健康食品	規定あり	英語名「Food Supplement」を新たに追加	特定の健康維持を謳うサプリメント
2. 医療栄養食品	医療スタッフの監督下で使用	製造元の指示に従って使用（監督要件を削除）	医療機関で患者向けに提供されるような栄養食品
3. 特殊食食用の食品	CODEX規則に準拠	国際規格である「CODEXの記載」を削除。新たに機能改善や疾病リスク低減の目的を追加	特定の代替食など。糖質・カロリー制限や、高齢者用の食品など。
4. サプリメント（補助食品）	新設	ビタミン等を補完し、上記3分類に含まれない食品	カルシウム強化ミルク・ビタミンサプリなど、具体的な健康効果を謳わない食品

製品イメージに関しては新法令の規定に基づき予想となる。現時点の資料には、各グループに該当する具体的な商品名や、詳細な境界線（具体的な定義）については明記されていない。実務上の厳密な線引きについては、今後の運用やガイドライン等で明確になるものと思われる。

# 新制度の影響②（その他：役割の分担）

食品安全管理における政府の役割分担が明確化され、一部の行政手続きが地方レベルで完結するようになる。

項目	新法令での変更点
製品開示登録と広告	国の管轄は「健康食品」のみに縮小された。新たに「サプリメント」の登録・広告管理が省の管轄に追加された。
検査機関の指定	これまで国が行っていた検査機関の指定権限が、省（人民委員会）へ移譲された。
包装・器具の管理	食品に接触する包装や器具の安全条件管理が、省へ移譲された。
適合公表等の受領	適合公表や自由流通証明書などの書類受領業務が、省へ移譲された。

- 申請窓口が中央省庁から地方人民委員会へ変更されるケースがあるため、各地域の最新情報収集と適切な申請先への提出が必要。
- 地方人民委員会間の運用解釈の差異（ローカルルール）が発生する可能性があり、注意が必要である。「ハノイとホーチミンで運用が異なるリスク（ローカルルールの乱立）」や「地方省庁の担当官の習熟度による手続き遅延」が想定される。（例：ホーチミン市ではOKだが、ハノイでは不可、などの事態が発生する？）
- 各省庁の役割が前法令よりも明確化されたことにより、関連情報へのアクセスパスが簡素化されることが期待される。



# 新制度の影響③（その他：監視強化、広告規制）

事前手続きの簡素化と引き換えに、市場に流通する製品の品質・安全に対する監視が厳格化され、広告規制も強化される。

## 主要な変更点

### ■ 市場流通後の監視強化:

事前手続きの簡素化の裏で、流通後の定期・抜き打ち検査、市場モニタリングのためのサンプル採取などが強化される。過去の違反歴は、将来の検査の厳格さに直接影響を及ぼす。ただし、具体的にどの程度の定期・抜き打ち検査が行われるのかは不明。

### ■ 広告規制:

広告内容は公表された効能・効果に適合していなければならない、誇大広告や誤解を招く表現は厳禁である。医師や薬剤師の名前、画像、手紙などを使用した広告は引き続き厳しく制限される。ECサイトやSNSでの広告時にも、当局の確認書を公開する義務がある。

### ■ トレーサビリティ:

組織・個人は製品の出所を追跡できるよう情報を常に蓄積・保存し、当局のデータベースと接続する必要がある。これにより、問題発生時の迅速な原因特定と回収が可能となる。

## 日本企業への影響

- 製品の品質管理を徹底し、事後検査で問題が発生しない体制を構築することが極めて重要である。
- 広告内容を最新の法令要件に基づき見直し、ECサイトやSNSを含む全てのチャンネルでコンプライアンスを徹底する必要がある。
- サプライチェーン全体でトレーサビリティ情報の共有と記録を徹底し、問題発生時に迅速に対応できる体制を整える必要がある。

# 新制度の影響④（その他：検査手法の変更）

## 変更点. 輸入食品の検査

輸入食品に対する国家検査の適用範囲と方法が再定義され、リスクベースアプローチが強化される。

### 主要な変更点

#### ■ 免除対象の再整理:

国家検査の免除対象となるケース（ギフト、外交用、展示会用、研究用など）が再整理された。これにより、免除規定の適用範囲がより明確になった。

#### ■ 検査手法の変更:

製品のリスクに基づいて、「厳格検査」「通常検査」「軽減された検査」の3つの方式が適用される。過去の適合性実績が、より軽減された検査方式の適用に繋がる。

## 変更点. 経過措置（ロードマップ）

新法令への円滑な移行を促すため、既存の製品や登録に対する経過措置が設けられる。

### 主要な変更点

#### ■ 既存製品の再公表:

すでに「自己公表」を行っている製品は、規則発効から12ヶ月以内に「適用標準の公表」を完了させる必要がある。

#### ■ 既存の登録証:

すでに取得済みの「公表登録」については、発効から24ヶ月以内に新しい規則に従って書類を完備する必要がある。

## 日本企業への影響

■ 免除規定の明確化は、サンプル輸入などの計画を立てる上で役立つが、適用条件の厳守が求められる。

■ 輸入検査の方式は、コンプライアンス遵守の実績に大きく左右されるため、継続的な高品質の維持が重要である。

■ 既存製品のリストアップを行い、再公表または書類完備のロードマップを早期に策定し、期限内の対応が必須である。

# 運用については不透明な点も

ベトナム当局も、各機関を通じて国内の食品関連事業者に向けて説明を行っている段階となる。そのため、実際の運用は、現時点では不透明な点が多い。

ベトナム商工会議所（VCCI）は2026年2月、食品安全に関する新政策の実施上の課題を議論するワークショップを開催し、業界団体や企業が参加した。参加企業からは、移行期間の短さや手続きの複雑さ、運用指針の不足に対する懸念が示されており、ベトナム企業側も日本企業と同様に先行きを不安視している状況がうかがえる。

## VCCI đề xuất 4 giải pháp gỡ vướng cho chính sách pháp luật mới theo Nghị định 46

Thứ Sáu, 06/02/2026 10:26 | Kinh tế

Báo Tin tức trên Google News

Sáng 6/2, Liên đoàn Thương mại và Công nghiệp Việt Nam (VCCI) phối hợp với các hiệp hội ngành hàng nông, lâm, thủy sản và thực phẩm tổ chức Hội thảo “Tháo gỡ vướng mắc trong thực hiện chính sách pháp luật mới về an toàn thực phẩm”.

- Tạm dừng Nghị định 46: Hải quan 'tăng tốc' thông quan hàng thực phẩm
- Tạm dừng áp dụng Nghị định số 46 về an toàn thực phẩm



QUẢNG CÁO ĐẶT

Chinh trị Thời sự Thế giới Kinh tế Đời sống Sức khỏe Giới trẻ Giáo dục Du lịch Văn hóa Giải trí Thể thao Công nghệ Xe Video Tiêu dùng Thời trang trẻ

Xây nhà - Tôi HOA SEN HOME TÌM HIỂU THÊM >>> www.hoa senhome.vn

Kinh tế • Chính sách - Phát triển

### VCCI kiến nghị Thủ tướng cho kéo dài thời hạn tạm ngưng Nghị định 46

3月14日現在、ベトナム商工会議所（VCCI）は首相に対し、現場の混乱を理由に、法令46および決議66.13の一時停止期間の延期を要望している



食品関連事業者向けに行われているワークショップの様相

# まとめ、いまできること

現時点では、ベトナムの食品安全法制をめぐる実際の運用について、なお不明な点が少なくない。政令第46号および決議第66.13号により、制度全体としては食品管理の厳格化が進む方向にあるとみられる一方、現場でどのような書類がどの水準で求められるのか、どの類型の商品がどの手続きに該当するのか、地方当局を含めてどこまで統一的に運用されるのかについては、引き続き確認を要する段階にある。そのため、日本の食品事業者としては、制度文書の表面的な理解にとどまらず、まず自社商品の実態を整理することが重要である。

対応項目	期限	対応内容・概要
「自己公表」製品の対策	新法令の施行日から 12ヶ月以内	旧法令の「自己公表」製品は、新制度の「使用基準の公表」等へ移行必須（期限超過で旧書類は無効）。新「食品安全検査結果シート」には <b>品質指標も網羅</b> する必要があるため、ISO/IEC 17025認定機関での再検査や書類の再整備が必要。
製造施設における高度な安全管理認証の取得	2026年 12月31日まで	サプリメント、医療栄養食品、特殊食事用の食品、36か月までの乳幼児用栄養製品を製造・取引する事業者は、 <b>HACCP、ISO 22000、IFS、BRC、FSSC 22000、またはGMP</b> の取得・適用が義務化された。
トレーサビリティシステムの電子化と国家データベースへの接続	随時対応	調達から製造、流通、販売までの情報（バッチ番号、出所、顧客情報など）を <b>データベース形式で保存し、国家機関のシステムに接続・連携</b> することが義務化された。
電子商取引（ECサイト）での情報公開対応	随時対応	オンライン上で製品を販売・広告する場合、「 <b>製品開示登録のレシート</b> 」「 <b>使用基準の公表書類</b> 」「 <b>承認済みの広告内容証明書</b> 」をオンラインで消費者に公開する責任を負う。証明書掲載の準備を。
広告表現の厳格な見直しとインフルエンサー対策	随時対応	医療関係者の画像・名前の利用が <b>明確に禁止</b> 。また、インフルエンサー起用時は <b>スポンサーシップ関係（資金提供等）の明示</b> が義務化されたため、クリエイティブや契約・投稿ガイドラインの見直しを。

制度の不透明さが残る局面だからこそ、まずはこれらの基礎情報を整理し、最新情報の収集と個別確認につなげる姿勢が現実的である。

# その他の法令変更①（使い捨てプラスチック包装）

ベトナムにおいて2020年に可決され2022年より施行された「環境保護法」およびその詳細を定める「政令第08/2022/ND-CP号」により、持続可能な発展を目指す抜本的な環境管理の枠組みが導入された。

本規制の一環として、プラスチック廃棄物の削減に向けた強力な措置が段階的に実施されており、2030年12月31日をもって特定の製品群のベトナム国内での製造および輸入が全面的に禁止されるスケジュールが明確化された。

適用時期	規制の変更点・スケジュール
2024年1月1日～	プラスチック包装などのリサイクル実施義務が開始。
2025年以降	スーパー、商業センター、ホテル、観光地において、使い捨てプラスチック製品および非生分解性プラスチック包装の流通・使用が禁止。
2026年1月1日～	縦横50cm未満かつ厚さ50μm未満の非生分解性プラスチック袋や、発泡スチロール製食品容器の製造・輸入が禁止。
2030年12月31日以降	使い捨てプラスチック製品（食品用ラップ等）、非生分解性プラスチック包装、マイクロプラスチック含有製品の製造および輸入が全面的に停止。

補足説明：2030年末をもって、食品用ラップを含む使い捨てプラスチック製品のベトナムへの製造・輸入が原則禁止。

環境保護基金へ拠出金を支払っても輸入禁止の免除にはならないため、将来的な販売継続には「ベトナム・エコラベル」の取得や、生分解性素材への転換といった根本的な対応が必須に。

具体的に禁止されるものは、下記の製品・商品の4品目である。

- ① 使い捨てプラスチック製品（ベトナム・エコラベル認証品を除く）
- ② 非生分解性プラスチック包装材（非生分解性プラスチック袋や食品用ラップ等を含む）
- ③ 発泡スチロール製食品容器
- ④ マイクロプラスチック

# その他の法令変更①（使い捨てプラスチック包装）

ベトナムエコラベルを取得・素材転換のどちらかを検討が選択肢となってくる。

ベトナム・エコラベルは、環境保護法に基づき、環境負荷の低い製品・サービスをベトナム政府が認証する制度である。プラスチック包装の要件は決定書第3257/QĐ-BTNMT号で定められ、生分解性包装と再生プラスチック包装が対象となる。生分解性包装は2年以内に90%以上生分解されること、再生包装は再生樹脂を20%以上含むことなどが求められる。

加えて、重金属やフッ素等の有害物質についても基準を満たし、試験機関による証明が必要となる。認証取得には厳格な手続きを要するが、要件を満たしてエコラベル認証を取得した製品は、2031年以降の全面輸入禁止規制の対象外となり、販売継続が可能となる重要な制度である。

これらを踏まえた今後の推奨アクションとして、第一に「**ベトナムエコラベル取得の可否検討**」が挙げられる。国家基準に適合させエコ製品としての認証を取得できれば、規制以降も輸入販売が継続可能となるため、成分変更等の技術的対応の実現性を精査すべきである。

第二に、「**中長期的かつ抜本的な解決策としての「素材転換」**」である。技術的ハードルは高いが、PLA等の生分解性原料への移行を実現できれば規制対象外となる可能性が見込める。

今後の法規制厳格化を見据え、事業継続にはこれら実効性のある適応戦略への早期着手が不可欠である。



The screenshot shows a news article from the Vietnamese newspaper Nhân Dân. The main headline is "[Video] Hà Nội thí điểm không sử dụng đồ nhựa dùng một lần tại khu vực Vành đai 1" (Video: Hanoi tests one-time plastic use ban in Vành đai 1 area). The article discusses the implementation of measures to reduce plastic waste in Hanoi, specifically in the Vành đai 1 area, starting from the 4th quarter of 2025. It mentions that the ban will cover shops, restaurants, and bars. The article is dated 18/07/2025. There are social media sharing icons and a list of related articles on the right side of the page.

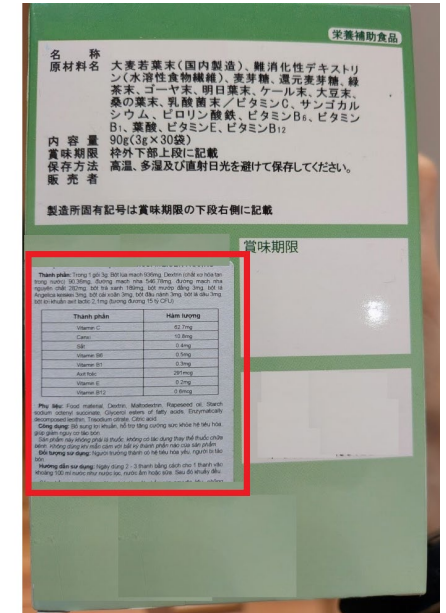
将来的な使い捨てプラスチックの撤廃決定は  
すでにメディアを通じて広く啓蒙されている

# その他の法令変更②（サブラベルについて）

Nghị định 37/2026/NĐ-CP（輸入品の表示・品質管理に関する新政令）が2026年1月23日に公布・施行された。

これは輸入品全般の品質管理と表示実務に関わる新政令であり、食品企業にとってもベトナム語表示対応を見直すうえで重要な法令である。とくに一般消費者向けにそのまま販売される輸入食品については、従来どおりベトナム語表示が必要となる可能性が高い。

一方で、製造用原料、試験用、展示用などの非売品については、一般販売品とは異なる扱いが示されているが、食品分野ではどこまでが明確に免除対象となるか、なお解釈に幅がある。そのため、「原料だから不要」と一律に判断するのではなく、販売用途か、製造用か、最終的に市場販売へ転用されないかを個別に確認することが重要である。食品企業としては、輸出予定品を「最終製品」「製造用原料」「サンプル等」に整理したうえで、表示要否を事前に確認することが実務上のポイントとなる。



食品の外箱に貼られるサブラベル

# その他の法令変更③（栄養成分表示について）

Circular 29/2023/TT-BYT（栄養成分表示の改正）が2026年1月1日から本格運用されている。

包装済み食品の栄養成分表示制度は2026年1月1日から本格運用に入っている。対象は原則としてベトナムで製造、流通、輸入される包装済み食品だが、消費者に直接販売されない原料や単一原材料食品などには除外規定があるため、すべての包装済み食品が一律対象となるわけではない。表示対象品には、エネルギー、たんぱく質、炭水化物、脂質、ナトリウム等の記載が求められる。

2026年1月1日以降は、新規に製造・印刷・輸入・使用するラベルは同通達への適合が必要となる一方、それ以前に流通していた旧ラベル品は賞味期限まで販売継続が認められる。したがって、日本からベトナムへ輸出する包装済み食品については、2026年以降の新規ロットを中心に、栄養成分表示の要否、除外対象該当性、表示内容の適合性を事前に確認することが重要である。とくに原料用途と完成品用途では扱いが異なり得るため、輸出形態や販売形態を踏まえた点検が求められる。



## 講演 2

# ベトナムにおける畜産物および水産物等の 冷凍・冷蔵食品の市場の動向と 留意すべき輸入手続きについて

---

講師・輸出促進支援員 矢澤

- **ベトナムの小売状況**
- **ベトナムの畜産物市場の動向**
- **ベトナムの水産物市場の動向**
- **ベトナムへの畜産・水産物の輸出手続について**

# ベトナムの小売状況

ベトナムの小売総額  
(2025年推定)

**約2,690億USD**

(約40.3兆円)



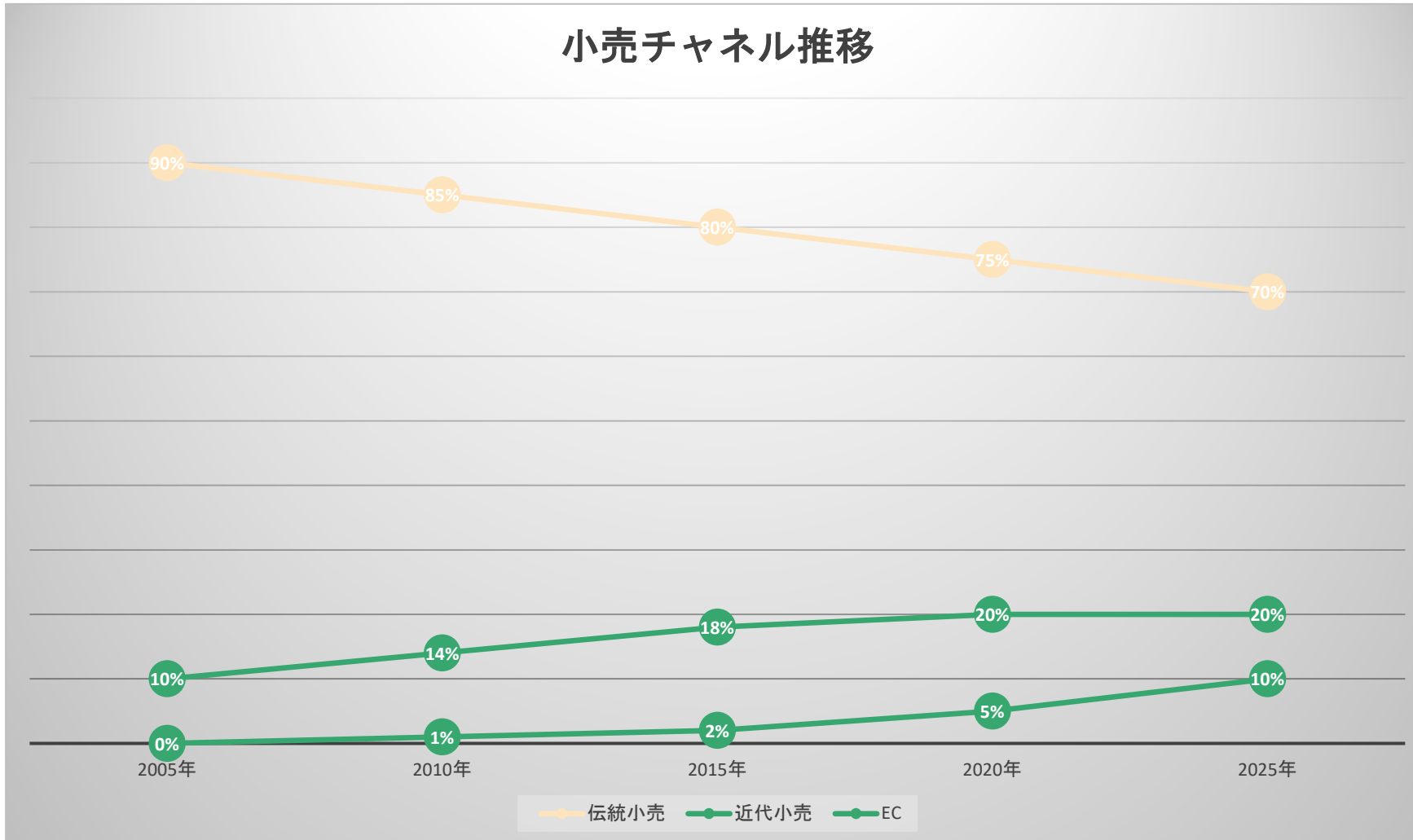
伝統小売（ウェットマーケット）  
**シェア：約70%**  
約1,883億USD

近代小売（モダントレード）  
**シェア：約30%**  
約807億USD

店舗型近代小売：約20%  
EC：約10%

# ベトナムの小売状況（推移）

## 小売チャネル推移



## 特徴

### ■ 伝統小売

- ・一貫して市場最大チャネル
- ・生鮮食品が主力
- ・緩やかに減少

### ■ 近代小売

- ・安定的に拡大
- ・都市部で急成長
- ・日本食品の主戦場

### ■ EC

- ・最も成長率が高い
- ・コロナで加速

# ベトナムの小売状況（近代小売の特徴）



## 都市集中型

- ・成長の中心：ホーチミン、ハノイ、地方都市
- ・都市部以外では浸透が遅い

## 成長ドライバー

- ・中間層増加に伴う購買力の上昇
- ・都市化に伴う若年人口の増加

## 消費者行動

- ・まとめ買い（週末）
- ・ブランド志向
- ・安全性重視

近代小売の成長と共に、コールドチェーンが拡大。

# ベトナムの小売状況（チャンネル別商品）

商品群	伝統小売	近代小売（店舗型）	EC
野菜・果物	◎（主力）	○	△
魚介類	◎（主力）	○	△
精肉	◎	○	△
冷蔵・冷凍食品	△	◎	○
菓子・加工品	△	◎	◎
日本食品	△	◎	○

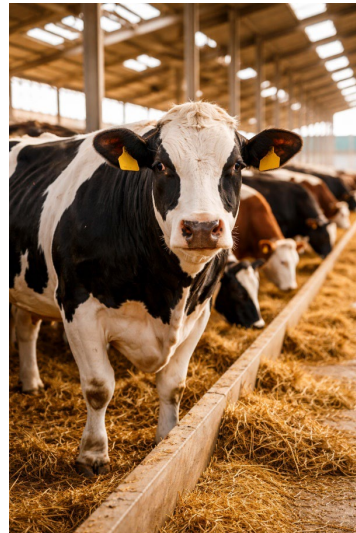
## ■ ベトナムの畜産物市場の動向

# ベトナムの畜産物市場（食肉消費量/年間）

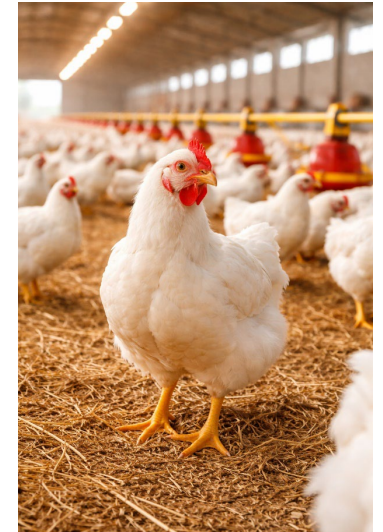
ベトナムの食肉消費量（年間推定）  
約630万トン



豚肉  
約370～400万トン  
シェア約65%



牛肉・その他（羊・水牛など）  
約50万トン  
シェア約10%



鶏肉  
約150～180万トン  
シェア約25%



## 輸入量増加要因

- 国内価格の高騰・変動  
生体豚価格が急上昇 → 輸入で補完
- ASF（アフリカ豚熱）の影響  
生産の不安定化 → 輸入依存増加
- 安価な輸入肉の流入  
ロシア・ブラジル産が中心
- 加工・外食需要の拡大  
冷凍豚肉 = 業務用で使いやすい

ベトナムの国内生産約95%

輸入量は増加傾向にあるが  
国内生産不足分を輸入で調整

# ベトナムの畜産物市場（豚肉）

用途区分	主な使用形態	国産豚肉の比率	輸入豚肉の比率	主なプレイヤー	特徴
家庭用（生鮮）	精肉（バラ・肩・ミンチ等）	◎ 非常に高い	△ 低い	ウェットマーケット、小売店	「温かい肉」志向が強く国産優位
家庭用（近代小売）	パック肉・チルド肉	○ 増加中	△ 一部あり	スーパー	安全・ブランド志向層向け
外食（ローカル）	調理用生肉	◎ 高い	△ 一部使用	食堂、屋台	価格より鮮度重視
外食（中～高級）	冷蔵・冷凍肉	○ 中程度	○ 中程度	レストラン、ホテル	部位によって輸入活用
加工食品	ソーセージ、ハム、練り製品	○ 中程度	◎ 非常に高い	加工メーカー	輸入冷凍肉が主原料
業務用（給食・工場）	冷凍カット肉	△ 低い	◎ 非常に高い	工業団地、社員食堂	価格最優先（輸入中心）
EC・宅配	小分け精肉	○ 増加中	△ 限定的	EC、デリバリー	都市部中心に成長中



## 輸入量増加要因

- 価格が圧倒的に安い  
米国・ブラジル産冷凍肉  
特に「もも・手羽・内臓」
- 加工・外食需要の爆発  
ナゲット、ソーセージ、外食チェーン  
工業団地の給食需要
- 近代小売の拡大  
スーパー・コンビニ増加  
冷凍・パック肉需要増
- 政策要因  
米国などからの輸入拡大圧力  
関税引き下げの動き

ベトナムの国内生産約85%

輸入量は増加中  
前年比約19.5%

# ベトナムの畜産物市場（鶏肉）

用途区分	主な使用形態	国産鶏肉の比率	輸入鶏肉の比率	主なプレイヤー	特徴
家庭用（生鮮）	丸鶏・骨付き肉（ぶつ切り、スープ用）	◎ 非常に高い	△ 低い	ウエットマーケット、小売店	「温かい肉」志向が強く国産優位
家庭用（近代小売）	パック肉・チルド肉・ブランド鶏	○ 増加中	△ 一部あり	スーパー	安全・ブランド志向層向け
外食（ローカル）	調理用生肉（フォー、コムガー等）	◎ 高い	△ 一部使用	食堂、屋台	鮮度重視、国産中心
外食（中～高級）	冷蔵・冷凍肉、部位肉	○ 中程度	○ 中程度	レストラン、ホテル、外資チェーン	部位・用途で輸入活用（均一品質）
加工食品	ナゲット、ソーセージ、ハム、惣菜	△ 低～中	◎ 非常に高い	加工メーカー	輸入冷凍肉が主原料
業務用（給食・工場）	冷凍カット肉、もも・胸肉	△ 低い	◎ 非常に高い	工業団地、社員食堂	価格最優先（輸入中心）
冷凍小売（低価格）	冷凍もも肉、手羽、内臓	△ 低い	◎ 非常に高い	ディスカウント店、冷凍専門店	輸入品が圧倒的優位



ベトナムの国内生産約68%

輸入量は増加中  
2年連続で10%以上の増加

## 輸入量増加要因

- 所得上昇・外食拡大  
中間層拡大 → 牛肉消費増
- 国内供給の限界  
小規模農家中心 → 生産性低い  
→ 輸入依存が不可避
- 加工・業務用需要の増加  
冷凍肉・外食チェーン拡大

# ベトナムの畜産物市場（牛肉）

区分	主な使用形態	国産牛肉の比率	輸入牛肉の比率	主なプレイヤー	特徴
家庭用（生鮮）	生肉（薄切り、煮込み、フォー用）	◎ 非常に高い	△ 低い	ウェットマーケット、小売店	「温かい肉」志向が強く国産優位
家庭用（近代小売）	パック肉、チルド輸入牛、ブランド牛	○ 増加中	○ 一部あり	スーパー	安全・原産地・ブランド志向層向け
外食（ローカル）	フォー、コムボー、炒め物	◎ 高い	△ 一部使用	食堂、屋台	価格重視・鮮度重視で国産中心
外食（中～高級）	焼肉、ステーキ、しゃぶしゃぶ、鍋	△ 中程度	◎ 高い	レストラン、ホテル、外資チェーン	輸入牛（豪州・米国等）が主力（均一品質）
加工食品	ハンバーグ、ソーセージ、冷凍食品	△ 低～中	◎ 非常に高い	加工メーカー	輸入冷凍肉（特に水牛肉）が主原料
業務用（給食・工場）	冷凍カット肉、バラ肉、端材	△ 低い	◎ 非常に高い	工業団地、社員食堂	価格最優先（インド産中心）
冷凍小売（低価格）	冷凍牛肉、水牛肉、内臓	△ 低い	◎ 非常に高い	ディスカウント店、冷凍専門店	輸入品（特にインド産）が圧倒的優位

## ■ ベトナムの水産物市場の動向

# ベトナムの水産物市場

JETRO  
Ho Chi Minh



ベトナムの水産品消費量  
(年間推定)

約289万トン

水産品自給率は300%を超える  
世界Top3の水産輸出国





## 国産品が強い領域

- 日常消費向け  
鮮魚・エビ・貝類
- 加工原料・輸出原料  
パンガシウスやエビなど

## 輸入品が強い領域

- 高価格帯・非在来品、プレミアム商材  
サーモン、タラ、サバ、キングクラブなど  
都市部スーパー、専門店、外食向け
- 補完原料  
加工・再輸出向け原料

# ベトナムの水産物市場

区分	主な使用形態	国産水産物の比率	輸入水産物の比率	主なプレイヤー	特徴
家庭用（生鮮）	鮮魚、エビ、貝、活魚	◎ 非常に高い	△ 低い	ウェットマーケット、小売店	「新鮮・活魚志向」が強く国産優位
家庭用（近代小売）	冷凍魚、切身、パックエビ、調理済	○ 増加中	○ 一部あり	スーパー、ミニスーパー	安全・衛生・ブランド志向層向け
外食（ローカル）	フォー具材、炒め物、鍋、屋台料理	◎ 高い	△ 一部使用	食堂、屋台、ローカルレストラン	価格・鮮度重視で国産中心
外食（中～高級）	刺身、寿司、ロブスター、カニ、サーモン	△ 中程度	◎ 非常に高い	レストラン、ホテル、外資チェーン	輸入水産（ノルウェー・日本等）が主力
加工食品	冷凍エビ加工、パンガシウス加工、缶詰	○ 高い（輸出用）	○ 原料補完あり	加工メーカー（輸出企業）	国産主体だが輸入原料も使用
業務用（給食・工場）	冷凍魚、切身、端材、低価格魚	△ 低～中	◎ 高い	工業団地、社員食堂	価格重視で輸入冷凍魚が多い
冷凍小売（低価格）	冷凍魚、すり身、内臓、安価魚	△ 低い	◎ 非常に高い	ディスカウント店、冷凍専門店	輸入品（インド・中国等）が優位

## ベトナムへの 商品輸出は 3層構造

「外食・加工向け」  
低価格・業務用（ボリュームゾーン）

「冷凍・簡便・安全志向」  
中価格・家庭向け（成長ゾーン）

「高付加価値・日本ブランド」  
高価格・プレミアム（差別化ゾーン）

## ■ ベトナムへの畜産・水産物の輸出手続について

# 畜産・水産（冷蔵・冷凍）商品の輸出入手続

工程	水産（冷凍魚・エビ等）	畜産（牛肉・豚肉・鶏肉）	ポイント
①-1 輸出施設登録	必要（加工施設）	必要（と畜場＋処理場）	最重要ステップ ※3
①-2 日本側審査	農林水産省	都道府県→厚労省	管轄が異なる
①-3 ベトナム施設登録	MARD（水産）	DAH（動物衛生）	機関が違う
② 輸入許可	原則不要	必要（事前取得）	ベトナム制度の差 ※1
③ 衛生証明書	必要	必要	両方必須
④ 動物検疫証明	一部必要（活魚等）	必須	畜産は厳格
⑤ 日本側輸出検査	基本なし	あり（動物検疫所）	畜産のみ強い規制
⑥ 輸送	冷凍・冷蔵輸送	冷凍・冷蔵輸送	同じ
⑦-1 ベトナム到着検疫	水産検査	動物検疫	畜産が厳しい ※2
⑦-2 食品安全検査	あり	あり	共通
⑦-3 サンプルング検査	あり	あり（高頻度）	畜産は頻度高
⑧ 通関	税関手続	税関手続	同じ
⑨ 国内流通	卸・外食・小売	加工・外食・小売	畜産は加工用途多い

## ※1 輸入許可の違い

- 畜産品は輸入許可が必須
- 水産品は輸入許可が不要

**畜産品：許可制として防疫体制を構築。**

ベトナム側：輸入許可（リスク判断）

日本側：施設・衛生管理

ベトナム側：検疫・検査

**水産品：許可制ではなく検査・登録制となっている。**

日本側：輸出施設登録

ベトナム側：通関時の検疫・食品安全検査

## ※2 検疫体制の改定

- 制度統合して透明化
- 畜産の検疫が厳格に

■ 畜産品：Circular 03/2026/TT-BNNMT

※2026年01月施行

- 制度統合（複数の旧通達を一元化）
- リスクベース化（全件検査 → 選別検査）
- サプライチェーン全体管理（輸入後まで規制）

■ 水産品：Circular 03/2026/TT-BNNMT

※2026年01月公布

- 制度統合（複数の旧通達を一元化）
- リスクベース化（全件検査 → 選別検査）
- 電子化 + 迅速化

# 畜産・水産（冷蔵・冷凍）商品の輸出入手続

## ※3 輸出施設登録

■ ベトナムへの輸出に不可欠

区分	水産（Seafood）	畜産（Meat / Livestock）
管轄機関	NAFIQPM	DAH（畜産衛生局）
管理対象	魚・エビ・貝など水産物	牛・豚・鶏・乳・卵
規制の本質	衛生管理（HACCP中心）	疾病管理＋検疫（多層防御）
リスク認識	中（食品衛生）	非常に高（家畜疾病）
施設登録	必須	必須
登録の意味	工場の衛生認証	国＋施設の安全証明
輸入許可	原則不要	必須（ロット毎）
検疫証明	必須	必須（より厳格）
トレーサビリティ	ロット単位	個体・農場レベル
必要書類	HACCP・工程図・衛生証明	HACCP＋疫病情報＋飼育履歴
審査の厳しさ	中	非常に高い
現地査察	稀	高確率
審査期間	1～3ヶ月	6ヶ月～1年以上

# 講演 3

## ベトナムの輸入規制と対策

### ～日本産農水産物・食品のさらなる 輸入拡大のために～

---

講師・MAIインターナショナル（輸出促進支援員）

×

矢澤 拓郎（輸出促進支援員）

- 予想される法令変更のメリットとデメリット、ベトナムの消費者で安全意識の高まり
- まず狙うべきはBtoB？ ベトナムでの日本食品の消費の特徴とは
- 法令遵守を、ベトナム当局による“本気の取り締まり”事情について
- その他

# Q&A

# ご清聴いただき ありがとうございました

【免責】本資料は、3月18日時点で入手可能な公開情報、報道、関係機関資料、ならびに当方が確認し得た情報に基づき、セミナー参加者の参考に供する目的で作成したものです。ベトナムの食品関連法令、政令、通達、当局運用等については、施行前後の運用変更、行政解釈の差異、実務上の調整、追加通知等により、今後内容が変更される可能性があります。また、個別案件ごとに製品区分、表示内容、輸入形態、販売方法、所管当局の判断等が異なるため、本資料の内容がすべての事例にそのまま適用されるものではありません。したがって、本資料の記載内容の正確性、完全性、最新性、適用可能性について保証するものではなく、本資料の利用、判断、対応その他一切の行為により生じた結果について、当方は責任を負いません。